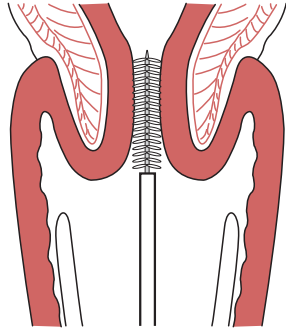


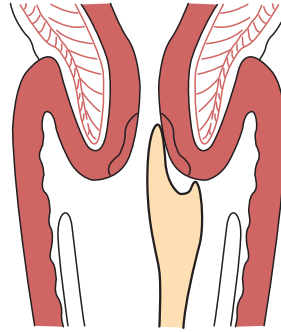
## 婦人科液状検体法:採取および提出方法

- ① 固定液バイアルに患者名、生年月日、ID等を記入します。
- ② 腔鏡等を入し、子宮頸部頸管を確認します。

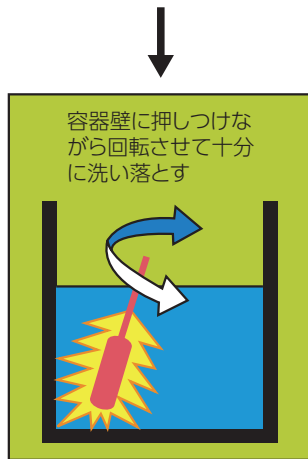
ラウンドブラシ



木ペラ



- ③ 採取器具の特性を把握して、目的の部位のサンプルを十分に採取してください。



- ④ 器具は固定液の中で強く振とうしてサンプルを洗い流してください。

## 細胞診検体 保管期間

細胞診検査	保管期間
陰性結果標本	検査受託後5年間
陰性結果以外の標本	検査受託後10年間
穿刺材料標本	検査受託後10年間
検査済み検査材料 (P5容器以外)	検査受託後1週間
検査済み検査材料 (P5容器)	検査受託後30日間

検査結果の保管期間：検査受託後 10 年間

細胞診検査の検査済み検体等は、当該検査を委託された医療機関様との別段の定めがない限り、弊社所定の保管期間終了後に適切に廃棄させていただきます。なお、検査精度の維持・向上の目的で、匿名化と個人情報保護法およびガイドラインを遵守した上で使用させて頂く場合がございます。また、検査済み検体等の保管期間中に、返却等を希望される場合は、弊社営業担当者にお問い合わせください。なお、(社)日本衛生検査所協会の「検査済み検体の保管期間終了後の取扱いに関する見解」に則り、当該検査を委託された医療機関以外または医師個人から学術研究等の目的で検査済み検体等の提供を求められたとしても、第三者への提供は実施いたしません。